

第 15 回 佐賀市自治基本条例検討会議 会議録

日時：平成 25 年 3 月 23 日(土) 9 時 30 分 ～ 13 時 00 分	
場所	佐賀市役所 6階第2会議室
出席者(委員)	荒牧軍治、小城原直、香月道生、小林紀、下村律子、田中夏代、奈須祐治、松尾和男、山下雄司、吉浦英登、西村イサ子、木塚真由美、田中丸眞廣、森田梨嵯、武本知子、江口麗子、西村健彦、前田治久、野方幹子、矢坂博子、吉村レイ子、江副友美、川浪京子、島剛、亀山清美、西村康喜、矢渡高次、徳永浩、石橋孝彦 ※敬称略、順不同
出席者(事務局)	佐賀市役所(石井、松尾、西、白濱、林田)
	ランドブレイン(山田、堀口、三木、宮本)
<p>1. 開会</p> <p>2. 議事</p> <p>(1) 前回会議の振り返り</p> <p style="padding-left: 2em;">→ランドブレインより説明。</p> <p style="padding-left: 2em;">→内容については、資料[2-1]、[2-2]、[3]参照。</p> <p>(2) 起草部会からの報告、会議形式での検討</p> <p style="padding-left: 2em;">→起草部会より報告及び説明。</p> <p style="padding-left: 2em;">→内容については、資料[4]、[6]参照。</p> <p>①前文</p> <p style="padding-left: 2em;">意見等：特になし</p> <p>②第1章 総則</p> <p style="padding-left: 2em;">意見等：特になし</p> <p>③第2章 市民の権利並びに市民、議会、市長等の役割</p> <p>○第 8 条(市民活動団体の役割及び責務)</p> <p style="padding-left: 2em;">意見：条文中にある「その」という表現は必要ないのでは。「その」とあえて、地域を限定する必要はないのではないかと。</p> <p style="padding-left: 2em;">⇒「その」は、削除する。</p> <p>○第 9 条(事業者の役割及び責務)</p> <p style="padding-left: 2em;">意見：条文中にある「貢献するよう努めるとともに」という表現については、事業者に遠慮しすぎではないか。「貢献するとともに」という表現でもいいのではないかと。また、「調和を図るよう努める」とあるが、表現として問題があるのではないかと。事業所の本社が佐賀にないところは、佐賀市の条例を守らなかったり、組合に入らないものが多い。佐賀県の条例に決められているが、罰</p>	

則規定もないためだと思う。シンプルに、佐賀に出店するにあたっては条例や組合に入る必要があると伝えてはどうか。

⇒事業者は、その事業活動を通じて雇用の場を確保し、地域社会に貢献していると言えるが、社会貢献は自主的・自発的なものであり、断定することは難しい。また、他都市の事例では努力義務のところも多く、佐賀市の他の条例等においても努力義務での表現であるため、「貢献するよう努める」の箇所は変更しない。
⇒意見を踏まえ、「調和を図るよう努めなければならない」から、「調和を図らなければならない」に変更する。

④第3章 情報共有、市民参加及び協働

○第13条(情報共有)

意見：条文中に「市民活動団体、事業者、市長等及び議会」を入れたことにより、第1項は、情報の共有に努めるという内容になっている。一方、第2項では、市長等及び議会に対してだけの情報公開請求となっているので、バランスが崩れていないか。第2項については、市長と議会に対して厳しく公開請求できるようにしているが、第1項の内容は柔らかいため、この中に入れて、ひとつの条項とするとバランスが崩れるのではないか。

⇒条文の変更はなし。

⇒第1項では、各主体が情報を公開、提供することで、情報を共有することを規定しているが、共有するためには相互の理解が必要であるため、努めるものと規定している。

⇒第2項では、制度として確立しているものであるから、市長等及び議会に対して請求できると規定しており、これを市民活動団体、事業者まで含めて規定することは難しい。

○第15条(会議の公開)

意見：条文中に（）内の内容を本文に入れる必要があるのか。解説で説明すればよいのではないか。また、地方自治法の抜粋を解説に加えた方がわかりやすく丁寧である。

⇒「審議会等」が何を指すのか特定させるため、本文に（）内の内容を残す。

⇒解説の中に法の抜粋を加えたい。

○第22条(協働の推進)

意見：市民は、どこにいったのか。市民は協働の主体ではないのか。

今の社会現象を考えた時、条例の中で市民活動団体を通してとあるが、市民ひとりひとりの考えは違う。老人会も婦人会も入らない、自治会にも入らない現状である。「活動団体を通して」と言う前に、やはり市民ひとりひとりの考え方を「皆でまちづくりしていこう」と言う考え方を基本にしては如何か。協働の範囲はどこまでか。チカラットは制度ができて2年であり、チカラットの投票でさえ、まだ十分になされていない。

⇒協働に対する考え方として、まちづくりを実施する際にまず個人ではなく団体を通してやっっていこうという考えがベースにあり、「市民は何をするのか」というと、市民はまず団体に参加する。団体を通じて、協働をやっっていこう、

という考えである。佐賀市の協働の指針においても、そのように書かれている。懸念されていることは、市民が協働から遠ざかったのではないかということだと思うが、あくまで、団体を通してやっていきたい、ということなので、整合を図る必要はあると考えられる。

意見：例えば1%支援事業（チカラット）といった、一市民の意思表示によるものもあるので、条文の主語に市民を入れてもいいと思う。一個人としてやっていくことも考えられる。

⑤第4章 市政運営

○第29条(行政手続)

意見：処分・行政指導、届出が行政手続なのか。窓口対応などの不満、処理が遅いなどといったことに対して、できるだけスムーズにというのがこの文章で理解できるか。

⇒一般的な窓口対応については、第12条で職員の責務として言及している。また、解説等で補足したいと考えている。

⑥第5章 国及び他の地方公共団体との関係等

特になし

⑦第6章 条例の検証

特になし

○その他（男女共同参画について）

意見：男女共同参画推進を明文化する必要があるのではないか。他都市でも取り上げられているところもあるので、遅れを感じる。一文あることで、女性の力になると思う。

⇒どのように扱うかは、次回の検討会議でお示しする。

(3) 提言書の検討

(4) 条例の推進に関するワークショップ

→議事(3)及び(4)については、時間の都合で次回会議へ持ち越した。

(5) その他

3. 事務局連絡

4. 閉会

○次回について

次回は、3月30日(土)の9時30分から3時間程度を予定している。